

第2号議案

矢板都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和4（2022）年7月27日

栃木県都市計画審議会

都計第20号

令和4（2022）年7月20日

栃木県都市計画審議会 様

栃木県知事 福田 富一

矢板都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

矢板都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・3・5 号宇都宮陸羽線を次のように変更する。

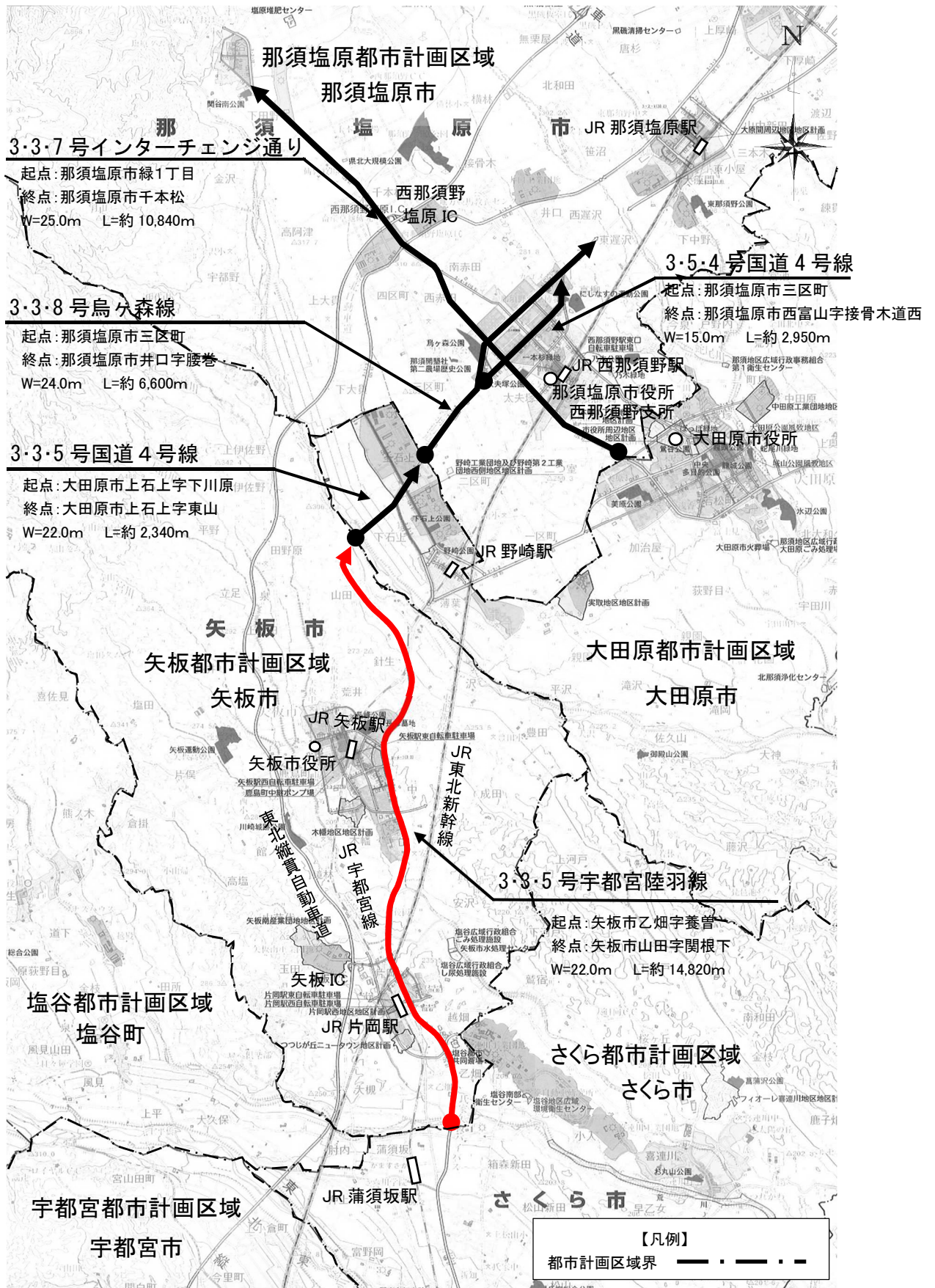
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3・3・5	宇都宮 陸羽線	矢板市 乙畑 字養曾	矢板市 山田 字関根下	矢板市 中 字高田入	約 14,820m		4車線	22.0m		
	構造形式の内訳		矢板市 土屋 字境峰	矢板市 土屋 字森ノ下		約750m	嵩上式	/	23.2 ～ 75.2m		
						約 14,070m	地表式	/	22.0 ～ 77.0m	JR東北新幹線と 立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差8箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、詳細な設計を行ったところ、道路の区域が明確になったことから、本案のように変更するものである。

# 矢板都市計画道路の変更について



縮尺 1 : 100,000